

尾瀬檜枝岐温泉環境学習推進事業助成金交付要綱

(趣 旨)

第1条 公立・私立の小・中学校、高等学校及び大学の他、市町村が、尾瀬や檜枝岐村内での環境学習及び調査研究の推進を図り、将来日本を担う多くの子どもたちに自然の素晴らしさ、貴重さを体験・学習させるため、全国の小・中学校、高等学校及び大学の他、市町村に対し、予算の範囲内において宿泊費について助成を行うものとし、その実施については、この要綱の定めるところによる。

(助成要件等)

第2条 助成の対象は、当該年度内に尾瀬での環境学習及び檜枝岐村が協力する調査研究を行う全国の小・中学校、高等学校及び大学の他、市町村のうち、次の各号に掲げるものとする。

但し、当該環境学習等に参加する児童、生徒及び学生の数が5名未満の場合は対象としない(参加対象の児童、生徒及び学生の在籍人数が5名未満の場合には参加対象と認める。)

2 助成対象者は以下のとおりとし、対象となる引率者数の上限は、助成対象となる児童等が5名以上10名以下の場合は1名、11名以上20名以下の場合は2名、21名以上30名以下の場合は3名、31名以上40名以下の場合は4名、41名以上100名以下の場合は5名とする。補助対象となる児童等が100名を超える場合、101名以上120名以下の場合は6名、以降20名区切りで引率者上限も1名増えるものとする(引率者が下回った場合は実人数に助成する。)

(1) 学校等に在学する児童、生徒及び学生

(2) 学校の教師および引率者(ただしガイドは除く)

3 助成対象の経費は、宿泊費とする。また、助成対象宿泊所は、尾瀬檜枝岐温泉観光協会加盟の事業所とする。

4 助成額は、旅館・民宿・山小屋を利用する場合一人一泊2,000円、キャンプ場を利用する場合一人一泊200円とする。また、最大5泊までとする。

5 県及び村で実施する事業で助成を受けている場合は対象としない。

6 当該環境学習を教育課程または学校行事、社会教育(子ども会、スポーツ少年団、ボーイスカウト、ガールスカウト等収益を上げることを目的としていない団体が実施する事業。)に位置づけるものとし、尾瀬檜枝岐温泉観光協会長(以下「会長」)が認めた学校及び市町村とする。

(助成の交付申請)

第3条 助成を申請しようとする小・中学校、高等学校及び大学の他、市町村(以下「助成申請者」という。)は「助成金交付申請書」(第1号様式)により、環境学習の実施の30日前までに会長に申請しなければならない。

2 助成申請者は別紙委任状により、当該補助金の請求及び助成金受領に関する一切の権限を委任できるものとする。

(助成金の交付の決定)

第4条 会長は、助成の申請があったときは、その目的及び内容を審査し、助成の対象として

適当と認めるときは、速やかにその交付の決定をするものとする。

2 会長は、助成の決定をする場合において、必要があると認めるときは条件を付すことができる。

3 会長は、第1項の決定をしたときは、速やかに「助成金交付決定通知書」(第2号様式)により助成申請者に通知するものとする。

(助成事業の変更等)

第5条 助成申請者は、助成事業の実施にあたって、事業内容の変更(第1号様式)、中止(第4号様式)の理由が生じたときは、遅滞なく会長に文書で報告しなければならない。ただし、助成対象経費の20%以内の増減である場合、第7条に基づく実施報告にて精算するものとする。

2 会長は、前項の報告があった場合は、必要に応じて助成金額の変更決定、中止の承認を行うことができる。

(事業遂行報告等)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、助成申請者に助成事業の遂行状況について報告を求め、又は指示をすることができる。

(助成金の実施報告)

第7条 助成申請者は、事業終了後30日以内に「事業実績報告書」(別紙第3号様式)を、会長に提出しなければならない。

(助成金の返還)

第8条 会長は、助成金の交付を受けた助成申請者が次のいずれかに該当する場合には、助成金の確定の全部又は一部を取り消し、既に交付した助成金の返還を求めることができる。

(1) 偽りその他不正な手続きにより助成金の交付を受けたことが判明したとき。

(2) 助成金を他の用途に転用し、又は交付の決定の内容及び条件、指示等に違反したとき。

(3) 助成事業を実施しなかったとき。

附 則

この要綱は、平成18年 5月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年 5月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年11月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年 7月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年 6月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年 4月 1日から施行する。